

# 愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

制定 平成23年8月12日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、県内の民間木造住宅の耐震性の向上を図るため、市町が実施する民間木造住宅の耐震改修工事に係る補助事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、県が予算の範囲内で、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するため、愛媛県補助金等交付規則(平成18年3月31日愛媛県規則第17号)第25条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)に基づき実施される事業であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。)で地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものに対し実施される事業であること。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築された木造住宅を除く。
- (3) 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満であり、耐震改修工事の結果、上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となる木造住宅に対し実施されるものであること。ただし、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会又はそれに準ずる機関にて上部構造評点に対する評価を受けたものに限る。
- (4) 建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がない木造住宅に対し実施される事業であること。ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなるものについては、この限りでない。

## (補助の対象、補助金の交付額等)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市町が行う耐震改修に係る工事に要した費用として助成した経費(耐震改修設計費用、評価費用及び工事監理費用を含む。)とする。

2 補助金の額は、補助対象経費のうち市町負担分の2分の1以内の額とし、150,000円を限度とする。

3 前項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 市町は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、市町に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

## (補助金の変更交付申請)

第6条 市町は、交付決定を受けた補助金について、交付決定額を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請書を受理した場合について準用する。

(事業の廃止)

第7条 市町は、事業を廃止しようとするときは、あらかじめ事業廃止承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第8条 市町は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、知事の指示を受けなければならない。

2 市町は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 市町は、事業を完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 事業が翌年度にわたる場合は、翌年度の4月10日までに、年度終了実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の完了実績報告書を受理した場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、市町に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 市町は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

2 知事は、前2条の規定に関わらず、事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、市町が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) この要綱又はこの要綱の規定に基づく知事の指示に違反したとき。
- (6) 事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第15条 市町は、補助金の交付を受けた事業に係る収入支出の帳簿、台帳及び書類その他必要となる図書を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(指導監督)

第16条 知事は、市町に対し、事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月12日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

第 号  
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

平成 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付申請書

平成 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金の下記交付対象事業について、同補助金の交付を受けたいので、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称

2 交付を受けようとする補助金の額 ￥ \_\_\_\_\_

3 事業計画

耐震改修工事補助 戸 円

4 事業の完了予定期日 平成 年 月 日

様式第2号(第6条関係)

第 号  
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

平成 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付愛媛県指令第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記事業の交付決定額を変更したいので、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称

2 変更理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額 ￥ \_\_\_\_\_

交付変更申請額 ￥ \_\_\_\_\_

差引き増減額 ￥ \_\_\_\_\_

4 事業計画

耐震改修工事補助 戸 円

様式第3号(第7条関係)

第 号  
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

平成 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業廃止承認申請書

平成 年 月 日付愛媛県指令 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記事業を廃止したいので、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称

2 廃止理由

3 廃止年月日 平成 年 月 日

様式第4号(第9条関係)

平成 年 月 日  
第 号

愛媛県知事 様

市町長 印

平成 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業完了実績報告書

平成 年 月 日付愛媛県指令 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記事業が完了したので、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位:千円)

事業 名称	交付決定内容		完了事業の精算内容		交付金の精算内訳		実施期間		備考
	補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額 (1)	補助金 受入額 (2)	差引受入 未済額又は 超過額 (2)-(1)=(3)	着工 年月日	完了 年月日	

1. 備考欄には、耐震改修の補助を行った戸数を記入してください。

様式第5号(第9条関係)

第 号  
平成 年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

平成 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業年度終了実績報告書

平成 年 月 日付愛媛県指令 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記事業の平成 年度の実績について、愛媛県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、別表のとおり報告します。

記

1. 事業名称

別表

平成 年度愛媛県木造住宅耐震化促進事業年度終了実績報告書

(単位：千円)

事業名称	交付決定内容		年度内遂行実績				翌年度繰越分			実施期間		備考	
	補助対象 経費 A	補助金額 a	補助対象経費				補助金 受入額 b	補助対象 経費 C (A - B)	補助金額 (a - b)	C / A (%)	着手 年月日		完了 (予定) 年月日
			支払済額	支払義務額	計 B	B / A (%)							

1. 備考欄には、耐震改修の補助を行った戸数を記入してください。



## 事業費実績調書

(単位：円)

申請者氏名	耐震改修に 要した費用	補助 対象経費 (A)	補助率	補助金額 (A) × 補助率	交付決定 年月日	支払 年月日	備考
			1/4				
事業量 戸	合 計						

- (注) 1 事業量に合わせて、適宜行を追加してください。  
 2 備考欄には、耐震改修に要した費用の中に、耐震改修設計費用が含まれる場合は「設」、耐震改修工事監理費用が含まれる場合は「監」を記入してください。